明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（九二）　四
○国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（九三）　七
○原子力損害賠償支援機構法（九四）　七
○歯科口腔保健の推進に関する法律（九五）　一五
〔政　令〕
○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五三）　一六
○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五四）　一七
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（二五五）　一七
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二五六）　一七
○原子力損害賠償支援機構法施行令（二五七）　一八
〔府令・省令〕
○原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令（内閣府・文部科学一）　二三
○原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令（内閣府・文部科学・経済産業一）　二三
○原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令（内閣府・経済産業一）　二四
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一一七）　二五
○原子力損害賠償支援資金事務取扱規則（財務五六）　二六
○政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令（同五七）　二六
○原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令（同五八）　二七
○原子力損害賠償支援機構が買取りをした不動産の所有権の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（同五九）　二七
○支出官事務規程等の一部を改正する省令（同六〇）　二七
○日本銀行国債事務取扱規程の一部を改正する省令（同六一）　二七
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・経済産業・環境一）　二七
○厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）　二八
〔告　示〕
○地方税法施行令第二十二条第九号に規定する収入金額を指定する件（総務三七九）　二九
〔公　告〕
諸事項　二九
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定平成二十二事業年度決算、平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人建築研究所・独立行政法人製品評価技術基盤機構・独立行政法人都市再生機構）、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等関係　六〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行政死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　一〇九

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第九二号）（総務省）

1　選挙期日を延期することができる期限の延期

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成二三年一二月三一日まで延期することとした。（第一条第一項関係）

2　告示日の設定の弾力化

特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにすることとした。（第三条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（法律第九三号）（厚生労働省）

一　国民年金法の一部改正関係

1　情報収集等業務の委託

国民年金基金は、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、国民年金基金連合会に委託することができることとした。（国民年金法第一二八条関係）

2　国民年金基金の加入対象者の拡大

国民年金の任意加入被保険者（日本国内に居住する六〇歳以上六五歳未満の者）が国民年金基金に加入できることとした。（国民年金法附則第五条関係）

3　第三号被保険者期間と重複する第二号被保険者期間が新たに判明した場合等の取扱い

第三号被保険者期間と重複する第二号被保険者期間が新たに判明した場合等に、当該期間に引き続く第三号被保険者期間等を、保険料納付済期間として取り扱うこととした。（国民年金法附則第七条の三の二関係）